



ふじよし 議会だより

第150号

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

就任あいさつ



第67代副議長
鈴木富蔵

第69代議長
桑原守雄

市民の皆様には、平素より富士吉田市議会に對しまして格別のご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

このたび、令和2年第3回定例会におきまして、議長並びに副議長の重責を担わせていただくこととなり、その責務の重大さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

コロナ禍に伴い、地域経済・市民生活に甚大な被害がもたらされるなど大変厳しい状況下ではありますが、市議会といいたしましては、より一層の創意工夫と努力を積み重ね、本市発展のために全力を尽くして参りたいと考えております。

今後とも、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任のあいさつといたします。

5月臨時会

報告第2号

報告第5号

報告第8号

[内容]
関係法令の改正に伴い必要な改正を行つたもの。

専決処分報告について (富士吉田市税条例等の一部改正)

[内容]
たばこ税における輸出免税制度等に係る手続の簡素化を図る等のため、所要の改正を行つたもの。

報告第3号

専決処分報告について (富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正)

たばこ税における輸出免税制度等に係る手続の簡素化を図る等のため、所要の改正を行つたもの。

報告第4号

専決処分報告について (富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正)

保険税の課税限度額の引上げ等を行つたもの。

報告第6号

[内容]
国からの新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給を可能とするため、所要の改正を行つたもの。

議案第29号

富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急支援策として、富士吉田市小口資金融資に対する利子補給制度の利子補給割合の引上げ等により、中小企業者の金利負担等の更なる軽減を図るため、所要の改正を行うもの。

議案第30号

令和2年度富士吉田市一般会計 補正予算(第1号)

[内容]
令和2年度富士吉田市一般会計
補正予算(第1号)

[内容]
令和2年度富士吉田市一般会計
補正予算(第2号)

[内容]
(訴えの提起について)
富士吉田市国民健康保険条例の一部改正

[内容]
無断使用している市所有の土地の明渡し及び賃料相当分として損害賠償金の支払いを求める訴えを提起したもの。

議案第31号

令和2年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

[内容]

歳入歳出にそれぞれ278万円を追加し、総額を5億6504万3千円とするもの。

歳入歳出にそれぞれ278万円を追加し、総額を5億6504万3千円とするもの。
歳入では、保険給付費等交付金278万円を増額し、歳出では、傷病手当金支給事業費278万円を増額するもの。

議案第32号

令和2年度富士吉田市一般会計 補正予算(第2号)

[内容]

歳入歳出にそれぞれ49億7396万7千円を追加し、総額を295億128万円とするもの。

歳入では、特別定額給付金給付事業費補助金48億8120万円、子育て世帯への臨時特別給付金事業補助

歳入では、財政調整基金繰入金5億8731万3千円を増額し、歳出では、コロナ撲滅支援金給付事業費5億131万3千円、中小企業等への融資斡旋・利子補給事業費5千万円、商業活性化対策事業費3千万円、観光宣伝・観光客誘致推進事業費600万円を増額するもの。

[内容]
(富士吉田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

[内容]
保育者の疾病等における居宅訪問型保育事業者による居宅訪問型保育の実施を可能とする等のため、所要の改正を行つたもの。

[内容]
保育者の疾病等における居宅訪問型保育事業者による居宅訪問型保育の実施を可能とする等のため、所要の改正を行つたもの。

金5976万7千円、財政調整基金繰入金3300万円を増額し、歳出では、特別定額給付金給付事業費48億8120万円、子育て世帯への臨

時特別給付金事業費5976万7千円、感染症予防対策事業費2300万円、まちづくり事業費1千万円を増額するもの。

6月定例会

令和2年6月定例会は、6月10日開会し、17日間の会期を終え、26日に閉会しました。

市長からは、報告案件として、継続費繰越計算書など5件の報告がありました。

また、市長から提案のあつた21議案並びに議会提出の2議案及び議長のものに提出のあつた請願1件については、すべて可決、同意、採択されました。

人事案件では、議会選出の監査委員として渡辺貞治議員が選任されました。

正副議長の選挙が行われ、第69代議長に桑原守雄議員が、第67代副議長に鈴木富蔵議員がそれぞれ選出されました。

市政に対する一般質問は、2名の議員が行いました。

命化事業」他2件について、4336万2340円を翌年度へ繰り越したもの。

[\[内容\]](#)
（令和元年度富士吉田市一般会計）
[\[内容\]](#)

報告第9号

報告第10号

[\[内容\]](#)
（令和元年度富士吉田市一般会計）
[\[内容\]](#)

[\[内容\]](#)
（令和元年度富士吉田市一般会計）
[\[内容\]](#)
「新屋2号配水池整備事業」について、3095万2千円を翌年度へ繰り越したもの。

令和2年6月1日から令和2年11月30日までの間における富士吉田市議会議員の議員報酬の減額に関する条例の制定について
[\[内容\]](#)
新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済状況等を踏まえ、市議会議員の議員報酬月額を減額措置

報告案件・即決案件の概要

報告第11号

議案第33号

[\[内容\]](#)
「水道事業会計負担金事業」他3件について、1億6769万4千円を翌年度へ繰り越したもの。

令和2年6月1日から令和2年11月30日までの間における富士吉田市長等の給料の減額に関する条例の制定について

報告第12号

議案第43号

[\[内容\]](#)
（令和元年度富士吉田市立病院事業会計）
[\[内容\]](#)
「院内保育室建設事業」について、1億120万円を翌年度へ繰り越したもの。

富士吉田市農業委員会委員に占める認定農業者等の割合について
拡大による経済状況等を踏まえ、富士吉田市長等の給料月額を減額措置するため、所要の規定を整備するもの。

報告第13号

議案第46号

[\[内容\]](#)
（令和元年度富士吉田市水道事業会計）
[\[内容\]](#)
「新屋2号配水池整備事業」について、3095万2千円を翌年度へ繰り越したもの。

委員の任命に当たり、認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合が委員の過半数に満たないため、当該割合を4分の1以上とするもの。

報告第14号

議案第47号

[\[内容\]](#)
（令和元年度富士吉田市一般会計）
[\[内容\]](#)
「新屋2号配水池整備事業」について、3095万2千円を翌年度へ繰り越したもの。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済状況等を踏まえ、市議会議員の議員報酬月額を減額措置

3か年継続事業「ごみ処理施設長寿

[\[内容\]](#)
（令和元年度富士吉田市一般会計）
[\[内容\]](#)

報告第9号

報告第10号

[\[内容\]](#)
（令和元年度富士吉田市一般会計）
[\[内容\]](#)

[\[内容\]](#)
（令和元年度富士吉田市一般会計）
[\[内容\]](#)
「新屋2号配水池整備事業」について、3095万2千円を翌年度へ繰り越したもの。

令和2年6月1日から令和2年11月30日までの間における富士吉田市議会議員の議員報酬の減額に関する条例の制定について
[\[内容\]](#)
新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済状況等を踏まえ、市議会議員の議員報酬月額を減額措置

するため、所要の規定を整備するも
の。

議案第47号

令和2年度富士吉田市一般会計
補正予算（第4号）

【内容】

歳入歳出にそれぞれ2億6197
万5千円を追加し、総額を298億47
9057万3千円とするもの。

歳入では、新型コロナウイルス感
染症対応地方創生臨時交付金1億6
144万1千円、財政調整基金繰入
金1億53万4千円を増額し、歳出で
は、市民へ感謝のチケット事業費2
億6197万5千円を増額するもの。

議案第48号

工事請負契約の締結について
(緊急情報伝達システム整備工事
〔令和2年度事業〕)

【内容】

契約金額1億6703万5千円で、
富士五湖エンジニアリング株式会社
と契約するもの。工事内容は、緊急
情報伝達システムの屋外拡声子局49
局の受信設備工事を行うもの。

議案第49号

令和2年度富士吉田市一般会計
補正予算（第5号）

【内容】

歳入歳出にそれぞれ5717万1
千円を追加し、総額を298億47
74万4千円とするもの。

歳入では、ひとり親世帯臨時特別
給付金国庫補助金5237万1千円、
財政調整基金繰入金480万円を増
額し、歳出では、ひとり親世帯臨時
特別給付金支給事業費5237万1
千円、富士山安全対策・環境保全推進
事業費480万円を増額するもの。

議案第50号

富士吉田市監査委員の選任につ
いて
(委員の渡邊新喜氏の後任に、富士
吉田市中曾根一丁目4番5号、渡邊
貞治氏を選任するもの。)

【内容】

議案第51号

富士吉田市農業委員会委員の
任命について

【内容】

令和2年7月14日をもつて任期満
了となるため、富士吉田市富士見三
丁目1番16号、渡邊和英氏、富士吉
田市大明見二丁目34番2号、宮下師
貴氏、富士吉田市富士見三丁目1番
17号、渡邊孝治氏、富士吉田市大明
見四丁目10番1号、加々美和也氏、
富士吉田市大明見五丁目10番1号、

権正常夫氏、富士吉田市松山二丁目
3番21号、佐藤万吉氏、富士吉田市
上吉田東五丁目9番3号、小俣創氏、
富士吉田市小明見五丁目14番7号、
勝俣道明氏、富士吉田市上吉田五丁
目10番18号、藤井與三郎氏、富士吉
田市新屋332番地、小俣俊子氏、
富士吉田市下吉田二丁目2番25号、
田邊綾子氏、富士吉田市向原一丁目
13番6号、梶原久氏、富士吉田市富
士見二丁目2番35号、小野利壹氏及
び富士吉田市上暮地七丁目5番10号、
滝口信夫氏を任命するもの。

議案第52号

富士吉田市公平委員会委員の
選任について

【内容】

富士吉田市中曾根一丁目3番14号、
羽田明弘氏を引き続き選任するもの。

議案第53号

富士吉田市固定資産評価審査
委員会委員の選任について

【内容】

委員の桑原正三氏及び勝俣重信氏
の後任に、富士吉田市大明見五丁目
18番5号、宮下忠司氏及び富士吉田
市向原一丁目9番13号、渡邊浩氏を
選任するもの。

【内容】

富士吉田市小明見二丁目20番18号、
舟久保真由巳氏を引き続き、法務大臣
に対し推薦するもの。

議案第54号

人権擁護委員の推薦について

「『女性の健康についての包括的
支援に関する法律』の制定を求
める意見書」について

女性の健康支援対策について、よ
り一層の充実を図るため、女性の健
康についての包括的支援に関する法
律を早期に制定するよう、国に意見
書を提出するもの。

議会だより編集委員会

新たなメンバーとなりました

市民の皆様が、より読みやすく、
より親しみやすい紙面づくりを心
がけてまいりますので、ご愛読く
ださいますようお願いいたします。
委員 委員長 前田厚子
副委員長 渡辺幸寿
勝俣大紀 宮下宗昭

委員会の審査から

□総務経済委員会

□文教厚生委員会

総務
経済

議案第34号

議案第36号

●審査案件

富士吉田市防災会議条例の一部改正について

●審査結果

富士吉田市防災会議における委員定数の上限を拡充することにより、富士吉田市防災会議の更なる活性化を図るため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

新型コロナウイルス感染症患者等への対応業務に従事した職員に対し、防疫等作業手当の特例を措置するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号

令和2年度富士吉田市一般会計
補正予算（第3号）

議案第37号

富士吉田市税条例の一部改正について

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置を講じる等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号

富士吉田市緊急情報伝達システム放送審議会条例の制定について

富士吉田市緊急情報伝達システムによる放送の適正を図るために富士吉田市緊急情報伝達システム放送審議会を設置するため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免措置を講じるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。



議案第39号

●審査案件

富士吉田市手数料条例の一部改正について

●審査結果

個人番号通知カードが廃止されるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号

富士吉田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
市が行う事務として、傷病手当金の支給に係る申請書の受付業務を追加するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号

富士吉田市介護保険条例の一部改正について

介護保険料第3段階までの更なる軽減強化及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者に係る介護保険料の减免措置を講じるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められましたので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号

富士吉田市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために富士吉田市いじめ問題対策連絡協議会を設置するため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号

収益的収入及び支出にそれぞれ400万円を増額し、収入総額を84億4987万8千円とし、支出総額を81億9046万4千円とするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第1号

「女性の健康についての包括的支援に関する法律」の制定を求める請願について

結婚・妊娠・出産・閉経など人生の様々な場面で大きく変化する女性の健康問題への対策において、より一層の充実を図るために、「女性の健康についての包括的支援に関する法律」を早期に制定し、女性の健康支援対策を総合的かつ計画的に推進する必要があるとする願意に賛同し、採択すべきものと決しました。

会期日程

26日	23日	22日	18日	6月10日
○議案の追加提案 ○各議案の採決 など (閉会)	○本会議 ○付託議案の審査 文教厚生委員会 ○付託議案の審査 など など	○付託議案の審査 など など	○本会議 ○議案の追加提案 ○各議案長からの報告 など	本会議 ○会期の決定 ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託 など (開会)

6月 市政一般質問

抜粋



**前田厚子
議員**

小中学校における「オンライン授業」の現状と課題について

1回目の質問

小中学校の「オンライン授業」の現状と課題について3点伺う。

1点目として、オンライン授業に関連する「GIGAスクール構想」について伺う。

このGIGAスクール構想とは、全国の中小学生1人1人にパソコンやタブレット端末を1台確保し、学年内に高速・大容量の通信ネットワークを構築する計画をいう。

学校のICT化が進まない現状を踏まえ国が昨年の12月に「GIGAスクール構想」を立ちあげ、今年度から国が直接、予算を投入して学校のICT化が開始された。国は、更に加速して推進する為に補正予算に計上。端末整備の目標を4年間から、今年度内へと大幅に前倒しして実施することになった。

以上をふまえて、今後の本市の「GIGAスクール構想」の進捗状況や予定をお聞かせ願う。

2点目として、視覚や聴覚、身体等に障がいのある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる障がいに対応した入出力支援装置の整備にも予算が割り当てられているが、市の取組み状況について伺う。

3点目として、今後も、感染第2波が来たり、災害等で臨時休校になる可能性もあるかと思う。体制を整えているこの一年間に、どんな準備

また、全国でも全体の1割から2割いるとされているICT環境が整っていない家庭へのフォローも見落とさず、端末やWi-Fi機器の貸出しなども進めるようしっかりと対応するようにと国からの支援があると聞いています。国からの地方交付税が自治体に交付されているが、子ども達の為に、ICT支援人材の配置や家庭で学び続けられる環境整備などの支援や通信費などに使つていた

だきたいと思う。

以上をふまえて、今後の本市の「GIGAスクール構想」の進捗状況や予定をお聞かせ願う。

2点目として、視覚や聴覚、身体等に障がいのある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる障がいに対する対応した入出力支援装置の整備にも予算が割り当てられているが、市の取組み状況について伺う。

3点目として、今後も、感染第2波が来たり、災害等で臨時休校になる可能性もあるかと思う。体制を整えているこの一年間に、どんな準備

をするのか、今あるパソコン教室をどのように使っていくのか、様々なことを想定した上で、子ども達の学ぶ機会をどのように確保するのか。この一年間の取り組みについて本市の考え方を伺う。

1回目の市長答弁

まず、1点目については、児童生徒が学校において一人一台端末を十分に活用できるよう、本年度、市内全小中学校で高速大容量のネットワーク環境を整備している。

また、文部科学省は、当初予定していた4年間での整備を前倒し、本年度中に全ての学年に整備する方針を打ち出した。

この方針に基づき、端末の整備について、山梨県が県内市町村の機器を共同調達することとなり、先月中旬にそのスケジュールが示された。それによると、県が8月末に入札を実施して業者を決定し、本市は、その落札業者と契約を行い、本年度中に一人一台端末の導入を進めていく予定である。

一方で、文科省が示した「学校の新しい生活様式」によると、臨時休校を行う場合でも児童生徒の学びを保障する観点から、分散登校など登校の機会を設けることとされている。それを踏まえ、子どもたちの学びの機会の確保については、確実に学習課題を獲得するための方法やプリント教材やオンライン教材等の利点を生かし、様々な学習教材の組合せを考えるなど、多方面からの検討を継続して行っていく。

次に、2点目については、市内小中学校には、現在、そのような支援装置が必要な児童生徒は在籍していない。必要な状況が見込まれた場合は、隨時対応していく。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね9月中を予定しています。

質問②
新型コロナウイルス感染症の今後の生活支援の取り組みについて

1回目の質問

国においても、第2次補正予算の中で、文化芸術・スポーツ関係者などの活動の継続支援や、低所得のひとり親世帯への支援も盛り込まれた。自治体向けにも「地方創生臨時交付金」が計上されていると思う。

市民の皆さまの声を代弁させていたまく、「休校中で高校生までの子育て世帯は、食費の出費が大変に高んだ」とのことであった。

子育て世代への食費の応援も工一ルの一つとして取組みを検討していただきたいと考えるが、いかがか。

1回目の市長答弁

国の補正予算第1号の編成過程において、商品券の配布や現金給付、また、その対象者等について様々な議論がなされた。

しかし、当時の国における議論は着地点を見いだせないまま、時間ばかりが費やされているものを感じ、一刻も早い支援を行うことが私に課せられた責務であると考えた。

このため、用途を限定せず、収入や年齢などに問わらず、全市民に対し一律1万円を「コロナ撲滅支援金」として交付する事業を全国に先駆けて決定し、約9割の方への交付を完了した。

子育て世代への応援についても、食費を含め自由に使っていただけるよう、この「コロナ撲滅支援金」として交付を行った。

また、小中学校の臨時休校による措置として、給食費を一定期間無償としている市町村があるが、本市においては、既に昨年10月から食育の観点も併せて学校給食費の無償化を実施しており、今後も継続していく。

また、本市への帰省ができず、県外で頑張っている学生の皆様を支えるため、「ふるさと」である本市の特産品の食料を詰め合わせた「ふじよしだ若者エール便事業」を実施した。

さらに、大きな影響を受けている飲食店を支援するため、飲食店への料金の先払い制度として、市と市民の皆様とが力を合わせて事業者を支える「みんなのエール食券事業」を実施している。

今後においても、国、県の政策を注視する中で、第2波などの状況を見据えながら、効果的な対策を迅速に講じていく。

2回目の質問

政府においても、1次2次と補正予算が組まれ、事業は勿論、家庭や生活を支える為の支援なのだが、煩雑な申請書類やオンライン申請ということで、充分に活用されていないのが実態と聞く。臨時休校で休みを取つたお母さん達は休んだ分だけ給料が引かれ、なかには激減した現状を深刻に話してくれた方もいた。

本市で、先進的にとつてくださった支援策は、とつても素晴らしいと思う。ただ、ステイホームのなかで先に挙げた支援策で充分とは私には思えない。それに、高校生にも何かしらの支援があつてもよいのではないか。

家計を守るお母さん方が言つには、されないので、生活を支えることが出来たと仰っていた。

また、コロナの被害が第2波ときた時に、今回の経験を生かし、市として市民の生活を守る為に必要な事を今から検討していくべきと思うが、市の考え方を伺う。

「撲滅支援金」として、高校生を含む全市民を対象に交付を行っている。併せて、先程お伝えした2事業に加え、「全世帯へのマスク配布」など独自の支援策を実施し、多くの市民の皆様から御賛同をいただいている。

また、第2波などが発生し得るものと認識し、これまでの経験を踏まえた想定を行う中、国や県及び関係機関と連携し、状況に応じた必要な施策を迅速に講じることができるように、気を緩めることなく、着実に取り組んでいく。

質問③
感染症の観点を取り入れた避難所の対策について

1回目の質問

「感染症の観点を取り入れた避難所の対策」について4点お聞きする。

1点目として、感染症を避ける為に、今までの避難体制や避難所の運営を見直す必要があると思うが、既にその取組みは行っているのか。

2点目として、最近、テレビや新聞でも盛んに、「密閉・密集・密接」の3密を避ける為に「分散避難」をしていく必要があると報道されている。本市で考えている「分散避難」の状況を市民に分かり易くお示し願う。

3点目として、国の地方交付税を活用して、新たな避難所運営に必要な物、特に飛沫感染を防ぐのに必要なモノを至急取り揃えるべきと思うが、市の考え方を伺う。

4点目として、「分散避難」の中で、「自宅避難」も選択肢の一つと紹介されていた。その為には、自宅の耐震をしっかりとおくことが重要であり、本市では、耐震の審査を無料で行い、その結果、工事が必要な方に補助も出ているので、この機会に市に問い合わせることをおすすめする。また、全ての市民を対象に「転倒家具防止」に対する補助金が出ているので、寝室のタンスや冷蔵庫など最も危険とされるものを固定させるだけでも安心である。

市では、是非利用して頂きたいと予算を取つたと思うので、特に「高齢の方にお知らせするため、皆さん身近にいる市の地域包括支援センターのプランチの方やケアマネージャーさんなどから伝えていくような方法を考えいただきたいと思う。又、取り付けについても、シルバーハンセンターの方にもお願いできるように考えていただきたいと思う。折角、良い施策があつても市民の皆さんに届かなければ無いものと同じである。備えておいて良かったと必ず言つてもらえるものと思う。

このような取組みの後押しを考えいただきたいが、市の考え方を伺う。

1回目の市長答弁

まず、1点目については、これまで、台風等の災害時における短期間の避難を行うための避難所としては、コミニセンや地区会館等を使用していたが、施設の面積が小さく、多くの市民が避難してきた場合には、3密が避けられない状況となる。そこで、中学校体育館を全ての災害時における避難所として位置付け、状況に応じた開設をしていく。

また、避難所の運営については、避難者の安心・安全を第一とし、一人当たりの生活スペースを3平方メートルから10平方メートルへと拡大し、また避難所等を運営する職員は、フェイスシールド等を着用して防護対策の徹底を図っていく。

次に、2点目については、内閣府から技術的助言が示されており、危険な場所にいる人は速やかに避難することが原則とされ、行政が準備した避難所だけでなく、安全な親戚・知人宅に避難することも推奨されている。そのため分散避難については、7月号の広報紙やホームページ等あらゆる手段を活用し周知していく。

次に、3点目については、国や県の支援制度の有無にかかわらず、それらの物品を備蓄すべきものと考えており、既にマスクや消毒液はもちろん、スペースを仕切るダンボールパーテイション、非接触型体温計等を備蓄した。また、今後の避難の際には、個人が必要とする常備薬等の物品に加え、マスク、消毒液、体温計を避難者自らが携行することについても併せて周知していく。

次に、4点目については、本市の補助制度では、家具等転倒防止器具の購入費に加えて取付費用も補助対象としており、既に広報紙やホームページで周知している。高齢の方々には、今後も引き続き介護や福祉の事業所をはじめプランチの職員や担当ケアマネージャーを通じて広く周知し、事業の推進を図っていく。

なお、家具等転倒防止器具の取付作業は、既に販売業者等のほかシルバー人材センターにおいても請け負つていただけるとの了承を得てある。



6月 一 般 質 問

抜粋

コロナ禍における 観光振興及び経済 対策について

1回目の質問

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、多くの人々が罹患し、尊い命が失われるとともに、私達の生活環境も劇的に変化し、未だにかつての日常を取り戻すことができない状況にある。

とりわけ観光に関しては、既に壊滅的な打撃を受けており、宿泊施設などの予約キャンセルや、地域イベントの中止・延期が相次いでいる。地域観光のけん引役となっていた外国人観光客も厳しい渡航制限の影響等により、本年4月の訪日客数はわずか2900人足らずと、前年同月比で実に99.9%の大幅な減少となつた。

本市においてもその影響は大きく、新倉山浅間公園桜まつりの開催中止に続き、富士登山競走、吉田の火祭

りの中止や富士山登山道の閉鎖も決定になるなど未だ先の見通せない状況にある。

こうした中、京都市観光協会では、事業者を対象に、接客サービスの向上や経営の健全化を目的とした無料オンライン研修や、京都の魅力を感じられる動画配信の専用ページを開設するなど、コロナ収束後を見据えた独自の取り組みを行っている。

この京都と並び称され、日本のシンボルとして世界に誇れる富士山を中心とした素晴らしい自然環境や長年に渡り育んできた伝統や文化に裏打ちされたこの地域の魅力ある観光資源は、コロナ禍によりいささかも損なわれていない。

さらに、富士吉田・西桂スマートインターチェンジに続き、本年度中には仮称富士吉田南スマートインターチェンジの開通も予定されるなど本市を取り巻く交通インフラも順調に整いつつある。

ある報道番組のアンケートにおいて、コロナの危険性が解消された時に整いつつある。



渡辺新喜
議員

に最初にやりたいこととして「短期間での国内旅行」が1位に挙げられるなど、今後、国内旅行の需要は確実に高まることが予想される。

今回のコロナ禍を反転攻勢に備えるための契機として捉え、今だからこそ、この地域の観光振興にとって何が必要かをしっかりと見定めた上で取組みを行っていくことが何よりも重要と考えるが、これから観光振興について市長の見解を伺う。

コロナ禍に伴い、観光業や飲食業等の多くの事業者の方が、大変厳しい経営環境の中、事業の再興に向けて懸命に努力している。

本市でも、小口資金融資制度における利子補給の助成や保証料の全額補助、貸店舗賃料の補助やエール食券への助成など様々な支援策を打ち出しており、さらに、本定例会においても、市内の消費喚起を高めるため、市内店舗で利用できる1人5千円分の地域流通チケットを全市民に交付する施策が可決された。このチケット交付は、疲弊しかけている地域経済に広く消費喚起を促すと同時に生活支援にも繋がる非常に有効な施策であると認識している。

今後、コロナ不況の長期化や感染の再拡大が懸念される中、更なる経済負担の増加や資金不足等により、事業継続に不安を抱えたり、コロナの未執行予算を、コロナ禍で苦



しむ方々への経済支援やアフターコロナを見据えた基盤整備などに振り替えて活用していくことを前向きに検討すべきと考えるが、市長の見解を伺う。

1回目の市長答弁

まず、今回のコロナ禍を反転攻勢に備えるための契機として捉えたこれから観光振興についての見解だが、観光が従前の状態に戻るには一定の時間がかかり、特にインバウンドの回復は、治療薬や予防薬が開発され、感染拡大が完全に抑制できる段階とならなければ困難と認識している。

観光庁の調査によると、我が国の2019年の旅行消費額27・9兆円のうち、日本人の国内旅行は22兆円で、全体の78・5%となつており、この部分は、終息後に比較的短期間で回復すると考えられている。一方、訪日外国人旅行は4・8兆円で全体の17・2%となつており、この部分の回復は、当面見込めないものの、日本人の海外旅行における国内での旅行消費額1・2兆円分が国内旅行に向くと考えられるため、前年ベースで23・2兆円が国内旅行の旅行消費額になることが見込まれる。そのため、アフターコロナに向け

た国内旅行者を対象にした施策は非常に重要であり、本市の魅力である富士山と豊かな自然や美しい眺望、千年以上の歴史のある織物産業と魅力ある街並みなど、これらの観光資源を更に磨き上げ、多くの人にまた訪れたいと思われる街にしていくことが必要である。

また、これらは、再び訪日外国人を迎えるときにも大きな武器になる。

このような考え方をもとに、今まで寄り添った支援を行つとともに、コロナ禍を乗り越えて反転攻勢していくための環境を整えていく。

今できることの一つとして、現在、新倉山浅間公園の展望デッキの改修計画を進めており、訪れた方が気持ちよく美しい景色を満喫できるよう、展望デッキの拡張及び周辺の動線計画の検討を行い、併せて同公園から中心市街地へ誘導する案内看板などを設置していく。

次に、長期的視野に立つた経済対策だが、これまで以上に、国内外の社会・経済情勢を、国、県及び富士吉田商工会議所等関係機関と連携する中で的確に把握し、その提供と必要な施策を実施していく。

新倉山浅間公園は、本市の観光シンボルのひとつであり、今回計画中の展望デッキの拡張や周辺の動線整



2回目の質問

1点目として、無料Wi-Fiの基盤整備の推進についてだが、市内宿泊業者の方から伺ったところによると、「本市を訪れた外国人旅行者が最も不便に感じているのは、ネット環境が整っていないために気軽に立ち寄ることのできる施設や店舗が少

い」。次に、本市のコロナ収束後の観光振興を見据え、以下に挙げる二点の取組みについて、市長の見解を伺いたい。

備などの事業は、アフターコロナを見据えた上でも非常に有益な取組みと考える。

平成28年6月定例会において、富士急行線の下吉田駅から新倉山浅間公園へのアクセス道路整備における一般質問に対し、市長からは「今後、山梨県による河川改修計画が予定されていることから、その際に統一感を持ち、景観に配慮した橋の架け替えを進められるように協議していく」と答弁があった。

同事業については、今年度に県で予算措置されたと聞いたが、これに

ないこと」とのことである。

今日、私達が国内旅行などで施設や店舗を探す時ですらネットからの情報を頼りにしているのに、ましてや様子の分からぬ海外でネットが自由に使えないことで不安を感じるのは当然のことと言える。とはいってもこの地域すべての店舗が独自でネット環境を整えていくことは、経済的負担の面からも難しいことと思う。

そこで今後の観光振興や地域経済の活性化を図つていくためにも無料Wi-Fiの基盤整備を行つていくことが必要と考える。

地域に無料Wi-Fiを整備することで街の回遊性を高め、多くの観光客を誘引し、地域全体の活性化が図られるとともに、将来的にはWi-Fi基盤の活用により、防災対策や住民サービスの向上など高度な街づくりの展開も期待できる。

さらに、今回のコロナ禍で企業のテレワークが浸透し、在宅勤務が増加したことにより、今後は人口の地方分散がより一層進むのではないかとも言われている。

生活スタイルの変化が進む中、IT環境の整備を積極的に推進していくとする本市の取組みは、移住・定住を希望する方への動機付けにも繋がるものと考える。

2点目として、観光客の皆様が市



この地を訪れる観光客の皆様との交流を通して、なんとか地域を盛り上げていきたいと思つてゐる市民の方は、他にも大勢いると思う。

一方、観光客の皆様にとつても旅先での地元住民との出会いやふれあいは、その旅をより豊かで思い出深くするものだ。

そうした、おもてなしの心や地域の魅力を観光客の皆様に知つていただきための拠点施設の整備は、今後の観光振興にとつても有効な取組みと考える。

以上2点の取組みについて市長の見解を伺う。

コロナ禍の経済対策としての国や県による様々な支援策に対し、個人事業者の方からは「制度が難しい」とか「何ができるのか分からぬ」などの声も聞かれ、中には制度が複雑なために申請を諦めてしまう方もいる。せっかくの支援策も真に必要とする方に届かないのが現状の気持ち腐れとなってしまう。

また、これから事業の再建を図つていく上で、資金繰りの相談や経営的なアドバイスなどを受けたくても、

民と気楽に交流でき、地域の魅力をより強く感じてもらえるような拠点施設の整備についてだが、長年に渡り下吉田の本町通り界隈で商売をしている経営者の方から「観光客の皆さんのために、小室浅間神社やその周辺をボランティアとして案内したいので何か良い仕組みを考えてもらいたい」との提案を頂いた。

この地を訪れる観光客の皆様との交流を通して、なんとか地域を盛り上げていきたいと思つてゐる市民の方は、他にも大勢いると思う。

私達市民は、古来より富士山を訪れる人々を迎えるために御師文化に象徴されるよう、おもてなしの心を育んできた。

そうした、おもてなしの心や地域の魅力を観光客の皆様に知つていただきための拠点施設の整備は、今後の観光振興にとつても有効な取組みと考える。

2回目の市長答弁

浅間橋の架け替え工事については、本年度、県による詳細設計が予定されており、本市では景観に配慮した橋のデザインと橋の歩道新設・拡幅を要望しており、これらの実現に向け、引き続き県と協議していく。

また、浅間橋一帯の今後の周辺整備については、下吉田駅周辺等に新たに新倉山浅間公園利用者専用の駐車場の整備を検討しており、現在、測量概略検討業務委託を行つてゐる。

いずれにしても、周辺住民の皆様の生活環境を守るとともに、今後も国内外から訪れる観光客の皆様をより良い環境でお迎えできるよう、同公園周辺の環境整備に努めていく。

いものにしてくれる貴重な体験となる。

という事業者の方もいる。

地域経済の担い手である事業者の方々が、前向きに商売に打ち込める環境を作つていかなければ、この地域の経済復興は望めない。

厳しい経営環境に直面している事業者の方々に対し、申請書類作成のサポートや経営相談など、経営を側面的にも支援する官民一体となつた支援体制の構築が、本市の経済復興にとつて急務と考えるが、市長の見解を伺う。

次に、本市のコロナ収束後の観光振興を見据えた取組みとしての1点目の無料Wi-Fiの基盤整備の推進についてだが、本市では、IT環境の整備を推進するため、全国的にも先進的な取組として、平成30年度にキヤツシユレス化推進事業を実施した。本事業では、104軒の店舗がキヤツシユレス対応端末を導入し、導入店舗からは「外国人観光客の来店機会を得ることができた」、「売上げが向上した」との喜びの声をいただいている。

また、新倉山浅間公園をはじめ、道の駅ふじよしだ、富士吉田市観光案内所などには既に無料Wi-Fiを設置しており、多くの来訪者にご利用いただくとともに、忠靈塔と富士山が一体となつた風景などを魅力を世界に向けて発信している。

一方で、公的機関が街全体あるいは、比較的広い特定のエリアにおいて通信環境を整えることは、通信事業者への民業圧迫や費用負担等、様々な課題があることから、現時点では、戸別の店舗での環境整備が現実的と考えている。

このように中、県においては、新しい生活様式に対応した取組に対する助成事業が審議されており、この事業では、店舗等のWi-Fi環境

の整備も対象となり、最大で20万円まで100%助成される。

今後においても、国や県等と連携を図りながら、コロナ禍における新生活様式の支援制度が事業者の皆様にも充分に活用されるよう積極的に周知するとともに、本市のIT環境の向上に努めていく。

次に、2点目の観光客の皆様が市民と気楽に交流でき、地域の魅力をより強く感じてもらえるような拠点施設の整備についてだが、月江寺商店街のある店舗では、御高齢の女性が店先のベンチに座り、本市の観光マップなどを観光客に配布する光景も見られた。また、下吉田地区の商店街では、外国人観光客に対し、しっかりと街のことを御案内できるよう、街のマップや指差しマップの作成等、街全体で観光客の皆様を自ら歓迎し「おもてなし」する取組が行われており、私は下吉田地区的皆様の心温まる対応に対し、大変感謝している。



今後、更なる増加が見込まれる観光客の皆様と市民とが気軽に交流でき、地域の魅力をより強く感じてもうけるような取組は、街の魅力を引き出し、思い出深い機会にもつながることなどから、とても必要なことと認識している。

また、観光客の皆様に中心市街地での買い物や飲食等を楽しんでいたために、本年、新倉山浅間公園から下吉田の中心市街地へ誘導するための看板整備にも取り組んでいる。

今後も、このような取組を積み重ね、更なる観光客の誘客を図るとともに、拠点施設の整備については、下吉田中心市街地全体をおもてなしの拠点エリアと捉え、その中で昭和の面影のある味わい深い建物等をどのように活用することができるのか

検討していく。

いずれにしても、コロナ禍を過ぎてもなお、「おもてなし富士吉田」の心で、より一層お客様をお迎えさせていただく環境整備を推進していく。

次に、官民一体となつた支援体制の構築についてだが、これまで、国は、「持続化給付金」、「雇用調整助成金」、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等の事業を実施しているが、それぞれの制度の複雑さや手続の煩雑さに加え、「持続化給付金」は、オンラインでのみ申請を受け付けていたため、インターネット環境が整っていない事業者は申請に苦慮している。また、「雇用調整助成金」は難しい専門用語を理解した上で申請手続きが必要で、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」は申請から融資実行までの期間が長いことなど、事業者の皆様にとつては手続においてハードルが高いものであった。

今後も、国や県等から様々な支援策が出されると思うが、本市としては、それらの施策について、市、富士吉田商工会議所、市内金融機関との窓口でも適切なサポートや御案内ができるよう、これら関係機関等と連携を密にし、厳しい経営環境にある事業者の皆様に寄り添った支援にしつかりと努めていく。

■議案等の審議結果（5月臨時会）

(賛成○／反対●／欠席△／賛成討論者☆／反対討論者★)

議案等番号	案 件	付託 委員会 等	太田 利政	奥脇 和一	渡辺 利彦	戸田 元	渡辺 幸寿	勝俣 米治	横山 勇志	桑原 守雄	小俣 光吉	渡辺 貞治	前田 厚子	羽田 幸寿	勝俣 大紀	宮下 宗昭	渡辺 新喜	鈴木 富蔵	渡辺 大喜	藤原 栄作	伊藤 進	渡辺 将	審議結果
報告第2号	専決処分報告について（富士吉田市税条例等の一部改正）	5/11 報告	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第3号	専決処分報告について（富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正）	5/11 報告	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第4号	専決処分報告について（富士吉田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）	5/11 報告	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第5号	専決処分報告について（富士吉田市国民健康保険条例の一部改正）	5/11 報告	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第6号	専決処分報告について（富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）	5/11 報告	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第7号	専決処分報告について（富士吉田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）	5/11 報告	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第8号	専決処分報告について（訴えの提起について）	5/11 報告	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
議案第29号	富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について	5/11 即決	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第30号	令和2年度富士吉田市一般会計補正予算（第1号）	5/11 即決	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第31号	令和2年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	5/11 即決	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第32号	令和2年度富士吉田市一般会計補正予算（第2号）	5/11 即決	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

■議案等の審議結果（6月定例会）

(賛成○／反対●／欠席△／賛成討論者☆／反対討論者★)

議案等番号	案 件	付託 委員会 等	太田 利政	奥脇 和一	渡辺 利彦	戸田 元	渡辺 幸寿	勝俣 米治	横山 勇志	桑原 守雄	小俣 光吉	渡辺 貞治	前田 厚子	羽田 幸寿	勝俣 大紀	宮下 宗昭	渡辺 新喜	鈴木 富蔵	渡辺 大喜	藤原 栄作	伊藤 進	渡辺 将	審議結果
報告第9号	継続費繰越計算書について（令和元年度富士吉田市一般会計）	6/10 報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
報告第10号	繰越明許費繰越計算書について（令和元年度富士吉田市一般会計）	6/10 報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
報告第11号	繰越明許費繰越計算書について（令和元年度富士吉田市下水道事業特別会計）	6/10 報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
報告第12号	継続費繰越計算書について（令和元年度富士吉田市立病院事業会計）	6/10 報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
報告第13号	継続費繰越計算書について（令和元年度富士吉田市水道事業会計）	6/10 報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
議案第33号	令和2年6月1日から令和2年11月30日までの間における富士吉田市長等の給料の減額に関する条例の制定について	6/10 即決	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第34号	富士吉田市防災会議条例の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第35号	富士吉田市緊急情報伝達システム放送審議会条例の制定について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第36号	富士吉田市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第37号	富士吉田市税条例の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第38号	富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

議案等番号	案 件	付託 委員会 等	太田 利政	奥脇 和一	渡辺 利彦	戸田 元	渡辺 幸寿	勝俣 米治	横山 勇志	桑原 守雄	小俣 光吉	渡辺 貞治	前田 厚子	羽田 幸寿	勝俣 大紀	宮下 宗昭	渡辺 新喜	鈴木 富蔵	渡辺 大喜	藤原 栄作	伊藤 進	渡辺 将	審議結果
議案第39号	富士吉田市手数料条例の一部改正について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第40号	富士吉田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第41号	富士吉田市介護保険条例の一部改正について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第42号	富士吉田市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第43号	富士吉田市農業委員会委員に占める認定農業者等の割合について	6/10 即決	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第44号	令和2年度富士吉田市一般会計補正予算(第3号)	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第45号	令和2年度富士吉田市立病院事業会計補正予算(第1号)	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第46号	令和2年6月1日から令和2年11月30日までの間における富士吉田市議員の議員報酬の減額に関する条例の制定について	6/10 即決	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
請願第1号	「女性の健康についての包括的支援に関する法律」の制定を求める請願について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択
議案第47号	令和2年度富士吉田市一般会計補正予算(第4号)	6/18 即決	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第48号	工事請負契約の締結について(緊急情報伝達システム整備工事〔令和2年度事業〕)	6/26 即決	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第49号	令和2年度富士吉田市一般会計補正予算(第5号)	6/26 即決	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第50号	富士吉田市監査委員の選任について	6/26 即決	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	除斥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第51号	富士吉田市農業委員会委員の任命について	6/26 即決	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第52号	富士吉田市公平委員会委員の選任について	6/26 即決	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第53号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	6/26 即決	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第54号	人権擁護委員の推薦について	6/26 即決	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第55号	「女性の健康についての包括的支援に関する法律」の制定を求める意見書について	6/26 即決	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
選任第1号	富士吉田市議会運営委員会委員の選任について	選任	-	-	-	-	-	-	-	議長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	選任
選任第2号	富士吉田市議会常任委員会委員の選任について	選任	-	-	-	-	-	-	-	議長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	選任
選挙第1号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙について	指名 推選	-	-	-	-	-	-	-	議長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	当選
選挙第2号	富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について	指名 推選	-	-	-	-	-	-	-	議長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	当選
選挙第3号	富士吉田市議會議長の選挙について	指名 推選	-	-	-	-	-	-	-	議長	-	-	-	-	-	-	議長	-	-	-	-	-	当選
選挙第4号	富士吉田市議会副議長の選挙について	指名 推選	-	-	-	-	-	-	-	議長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	当選

◎委員会に付託された議案等の内容については、“委員会の審査から”をご覧ください。

◎報告案件・即決案件の内容については、“報告案件・即決案件の内容”をご覧ください。

委員会構成に変更がありました

●議会運営委員会



- 委員長 前田厚子
- 副委員長 渡辺幸寿
- 委 員 渡辺利彦 小俣光吉
- 勝俣大紀 宮下宗昭

●総務経済委員会



- 委員長 渡辺新喜
- 副委員長 伊藤 進
- 委 員 戸田 元 橫山勇志
- 勝俣大紀 渡辺貞治
渡辺 将

●文教厚生委員会



- 委員長 小俣光吉
- 副委員長 勝俣米治
- 委 員 渡辺利彦 渡辺幸寿 前田厚子
- 鈴木富蔵 渡辺大喜

●建設水道委員会



- 委員長 羽田幸寿
- 副委員長 宮下宗昭
- 委 員 太田利政 奥脇和一
- 桑原守雄 藤原栄作

●富士吉田市外二ヶ村恩賜具有財産保護組合会議員（補欠選挙）

戸田 元（上吉田区域）

●富士五湖広域行政事務組合議会議員（補欠選挙）

前田 厚子 鈴木 富蔵

9月定例会開催予定

日	月	火	水	木	金	土
6	7	8	9	10	11	12
	本会議 (開会) 14:00				本会議 (一般質問) 13:00	
13	14	15	16	17	18	19
	本会議 (一般質問) 13:00	決算特別 委員会 10:00	決算特別 委員会 10:00	決算特別 委員会 10:00	常任委員会 (総務経済) 10:00	
20	21	22	23	24	25	26
			常任委員会 (文教厚生) 10:00		常任委員会 (建設水道) 10:00	
27	28	29	30			
	本会議 (閉会) 14:00					

本会議・常任委員会を傍聴しませんか？

本会議・常任委員会を傍聴することができます。
日程は左表にてご確認ください。

●傍聴受付

本 会 議 当日、議場傍聴席入口にて受付。

常任委員会 当日、本庁2階議会事務局にて受付。常任委員会開会場所は、本庁3階大委員会室。

詳細は議会事務局までお問い合わせください。

☎0555-22-0612